

函館市新エネルギーシステム等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 函館市新エネルギーシステム等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、函館市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新エネルギーシステムを導入する市内の個人もしくは中小企業・小規模事業者等または電気自動車およびプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）を購入する市内の個人に対し、補助金を交付することにより、災害時の電力供給や環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮したエネルギーの活用および当該エネルギーに関する市民意識の醸成を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模事業者等 函館市内に事業所を所有するまたは新エネルギーシステム導入時において事業所を所有する予定があり、かつ別表1に掲げる業種分類の事業を営むものとする。
- (2) 新エネルギーシステム 第4号から第7号までに掲げるものをいう。
- (3) 新エネルギーシステム等 新エネルギーシステムおよび電気自動車等をいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムをいい、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器および交流側開閉器等で構成されたもの。

(5) 定置用リチウムイオン蓄電池 蓄電池部は、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電氣的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池またはリチウムイオン蓄電池と鉛蓄電池とを接続した蓄電池であり、蓄電池部およびパワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものであること。

(6) 家庭用燃料電池（以下「エネファーム」という。） 燃料電池ユニットならびに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるシステムであること。

(7) ガスエンジンコージェネレーションシステム（以下「コレモ」という。） 都市ガスまたはLPガスを燃料として発電し、発電時の発生熱の供給を可能としたガスエンジン発電ユニットからなるシステムであること。

(8) 電気自動車（EV） 車載バッテリーに充電を行いモーターを動力として走行する、エンジンを使用しない自動車であること。

(9) プラグインハイブリッド自動車（PHEV） 電気を外部電源から直接バッテリーに充電することができるハイブリッド車（2以上の動力源を備えている車）であること。

（補助対象設備）

第4条 補助対象となる新エネルギーシステム等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助対象設備は、導入前において使用に供されていないものとし、リースによる導入は除く。

(1) 太陽光発電システム 電気の自家消費を主たる目的として設置する、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kw表示とし、小数点以下第3位切り捨て）が2kw以

上 5 0 k w 未満の小出力発電設備であること。ただし、住宅や敷地内等に固定されていないものを除く。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池 太陽光発電システム，エネファームまたはコレモと接続し，持ち運びできないもの。

(3) エネファーム 小出力発電設備（10 k w 未満）であること。

(4) コレモ 小出力発電設備（1 0 k w 未満）であること

(5) 電気自動車（EV） 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに売買契約を締結し，初度登録（未登録）をしたものであり，改造車でないこと

(6) プラグインハイブリッド自動車（PHEV） 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに売買契約を締結し，初度登録（未登録）をしたものであり，改造車でないこと。

2 同一敷地内に導入する発電設備（既設発電設備を含む）の最大出力の合計値が 5 0 k w 以上である場合は，この要綱に基づく補助申請を行うことができない。

3 新エネルギーシステムについては，国または公共団体等が実施する他の補助金等の交付を受けた，または受けようとする補助対象設備については，この要綱に基づく補助申請を行うことができない。

（補助対象者）

第 5 条 補助金の交付の対象者となるものは，新エネルギーシステムについては，次の第 1 号から第 3 号に掲げる個人または第 4 号および第 5 号に掲げる中小企業・小規模事業者等とし，電気自動車等については，次の第 6 号に掲げる個人とする。また，個人においては，実績報告書を提出する時点において，本人または生計を一にする家族が住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている市民であることとし，中小企業・小規模事業者等においては，別表 2 に示す事業や社会常識上および倫理上好

ましくない事業（公序良俗に反する，犯罪的行為またはそれに結びつくもしくは引き起こす，など）を行っていないものとする。

なお，いずれも本市に課税された市税のうち，納期限が過ぎた市税に未納の額がなく，暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条２号に規定する暴力団および，第２条第６号に規定する暴力団員でないものとする。

- (1) 自ら所有し，居住する住宅または敷地内（市内に存するものに限り，敷地内の自ら所有する構築物を含む。次号および第３号において同じ。）に補助対象設備を導入する者。
 - (2) 自ら居住するための住宅の建築または取得に併せ，当該住宅または敷地内に補助対象設備を導入する者（補助申請を行う日の属する年度内に当該住宅に居住する見込みであること。次号において同じ。）。
 - (3) 補助対象設備が導入されている住宅（敷地内に導入されている場合を含む。）を自ら居住するために取得する者（補助対象設備が居住前に使用されている場合を除く。）。
 - (4) 中小企業・小規模事業者等で所有権を有する市内の事業所に補助対象設備を導入するもの。
 - (5) 中小企業・小規模事業者等で自ら使用して事業活動を行う前号の事業所の建築に併せ，補助対象設備を導入するもの。
 - (6) 自ら使用する自家用自動車（自動車検査証の使用者に個人の氏名が記載されており，かつ，使用の本拠の位置が市内にある場合に限る。）として電気自動車等を購入する者。
- 2 前項第１号から第３号の場合において，当該本人が単身赴任その他特別な理由により当該住宅に居住できない場合において，当該本人と生計を一にする家族が当該住宅に居住する

ときは、前項に掲げる要件に該当したものと見なす。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に、別表3の区分に応じ、同表の補助率を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その額が同表の補助上限額を超える場合は、補助上限額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の申請）

第8条 補助金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、申請書を市長に提出するものとする。

(1) 新エネルギーシステムの導入に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、補助対象設備設置工事の着手および建売における建物の引渡しの前日

(2) 電気自動車等の購入に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、初度登録日または車両の購入に係る支払が完了した日のいずれか遅い日（購入完了日）の翌日から起算して90日を経過する日または令和8年3月31日のいずれか早い日

2 新エネルギーシステムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式の申請書に、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所が明記されている工事請負契約書または売買契約書の写し

(2) 申請者の氏名および経費の内訳が明記されている見積書等の写し（工事請負契約書または売買契約書に経費の内訳が明記されている場合は不要）

(3) 撮影年月日が明記されている工事着手前の現況写真（定

置用リチウムイオン蓄電池のみを申請する場合においては、太陽光発電システム、エネファームまたはコレモのうち、いずれかが設置されていることがわかる写真を併せて提出すること)

(4) 導入する場所の地図

(5) 導入する補助対象設備のパンフレット等、性能が確認できるもの

(6) 導入場所が自己で所有する土地または建物であることを示す書類（新築工事の場合は不要）

(7) その他市長が必要と認める書類

3 電気自動車等の購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、第2号様式の申請書兼実績報告書に、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 経費の内訳が明記されている売買契約書または自動車注文書等の写し

(2) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写し

(3) 自動車検査証記録事項の写し

(4) 補助対象設備の写真

(5) 申請者の世帯全員の住民票の写し

(6) 申請者に市税の滞納がないことの証明書

(7) 補助金の振込先を確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

4 新エネルギーシステムを導入する場合、申請者は、補助金の交付決定が行われるまでは、補助対象設備設置工事の着手および建売における建物の引渡しを受けてはならない。

5 補助金の交付の対象となる個人または中小企業・小規模事業者等において、補助金の申請ができるのは、同一年度内に別表3の区分に応じ、それぞれ1回とする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を規則共通第5号様式または規則共通第6号様式により申請者に通知するものとする。また、前条第3項による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を規則共通第5号様式または第5号様式により申請者に通知するものとする。

(交付決定の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ第3号様式の取下書または規則共通第8号様式を提出し、規則共通第10号様式による市長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止しようとする場合

(2) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を補助事業の完了後5年間保管すること。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助事業を完了したとき（新エネルギーシステムを導入した場合に限る。）は、完了の日の翌日から起算して30日以内に、第4号様式の実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象設備の導入に係る領収書の写し、または代金が支払われたことの確認ができる書類の写し

(2) 補助対象設備の設置状態を示す写真

(3) 補助事業者が個人の場合においては世帯全員の住民票の写し、補助事業者が中小企業・小規模事業者等の場合においては、補助対象設備を導入した建物が自己の所有する建

物であることを示す書類

(4) 補助事業者に市税の滞納がないことの証明書

(5) 第4条第1項第1号の太陽光発電システムにあっては、
太陽電池モジュールの製造番号、出力特性を示す書類の写し

(6) 補助金の振込先を確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定および交付)

第12条 市長は、第8条第3項または前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その額を第5号様式または規則共通第12号様式により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の額の確定後において交付するものとする。
(補助金の交付の条件)

第13条 補助事業者は、自らの責任のもとに、補助対象設備を適正に維持管理し、継続稼働させるものとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間については、市長の承認を受けないで取り外し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または補助金の交付の目的に反して使用してはならない。

(補助金交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれらに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、当該補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項および第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、規則共通第10号様式に

より通知するとともに、取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(状況報告および調査)

第15条 市長は、当該補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助対象設備の契約状況等の調査および補助対象設備の使用状況、帳簿その他の必要な事項について、補助事業者に報告させ、または職員に現地調査を行わせることができる。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 （第 3 条 関係）

業 種 分 類	定 義
① 製 造 業， 建 設 業， 運 輸 業	資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社または常時使 用する従業員の数が 3 0 0 人以 下の会社および個人事業主。
② 卸 売 業	資本金の額または出資の総額が 1 億円以下の会社または常時使 用する従業員の数が 1 0 0 人以 下の会社および個人事業主。
③ サービス業（旅館業を除く）	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時 使用する従業員の数が 1 0 0 人 以下の会社および個人事業主。
④ 小 売 業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時 使用する従業員の数が 5 0 人以 下の会社および個人事業主。
⑤ 旅 館 業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時 使用する従業員の数が 2 0 0 人 以下の会社および個人事業主。
⑥ 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の者

※ 「常時使用する従業員」とは，労働基準法第 20 条の規定に基づ
く「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また，会社役
員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しない
ため，「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

別表 2（第 5 条 関係）

業 種 分 類	左 記 の 業 種 分 類 の う ち ， 補 助 対 象 と な ら な い 事 業
不 動 産 業	投 機 的 取 引 を 行 っ て い る 土 地 ブ ロ ー カ ー な ど
興 信 所	専 ら 個 人 の 身 元 調 査 等 を 行 う 探 偵 業 な ど
娛 楽 業	風 俗 関 連 営 業 ， パ チ ン コ ホ ー ル ， 競 輪 ・ 競 馬 等 に 係 る 事 業 な ど
旅 館 業	モ ー テ ル な ど
浴 場 業	特 殊 浴 場 の う ち 風 俗 関 連 営 業
民 間 職 業 紹 介 業	芸 妓 周 旋 業
そ の 他 の 業 種	宗 教 団 体 ， 政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体 ， 非 営 利 的 団 体 ， 公 務 ， 集 金 業 ， 取 立 業 ， 学 校 法 人

別表 3（第 6 条，第 7 条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助率	補助 上限額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール，架台，電力変換装置（パワーコンディショナー等）および付属機器（接続箱，直流側開閉器および交流側開閉器をいう。）ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	補助対象経費の 1 / 2	補助対象設備ごとに 5 万円
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電池本体，電力変換装置（パワーコンディショナー等），その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。		
家庭用燃料電池（エネファーム）	燃料電池ユニット，貯湯ユニット，リモコン，配管ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。		
ガスエンジンコージェネレーションシステム（コレモ）	ガスエンジン発電ユニット，リモコン，配管ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。		
電気自動車（EV）	車両本体に要する経費。		補助対象設備ごとに 1 0 万円
プラグインハイブリッド自動（PHEV）	車両本体に要する経費。		

第1号様式（第8条第2項）

函館市新エネルギーシステム等導入補助金等交付申請書

令和 年（20 年） 月 日

函 館 市 長 様

住所
申請者 氏名または団体名
および代表者氏名
電話番号 ()

補助事業等の名称 函館市新エネルギーシステム等導入補助金

上記の補助対象事業に関し、補助金等の交付を受けたいので、函館市新エネルギーシステム等導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の目的およびその概要

☐ 太陽光発電システム	☐ 定置用リチウムイオン蓄電池
☐ エネファーム	☐ コレモ

2 補助対象事業の着手および完了の予定期日

着 手 令和 年（20 年） 月 日

完 了 令和 年（20 年） 月 日

3 補助事業等に要する経費（補助対象経費および消費税額等の合計）

金 円

4 補助金等交付申請額

金 円

5 補助事業等の内容 別紙のとおり

1 設置場所（住宅の状況，郵便番号，住所または地番を記載）

☐新築 ☐既築 ☐建売 ☐建替 / ☐住所 ☐地番

(〒 -)

2 申請設備（設置する設備に ☒ を記入すること）

※ 最大出力（公称最大出力）および蓄電池の容量は，小数点以下第3位を切り捨てし，記載すること。

☐ 太陽光発電システム

メーカー／型式		
枚数／最大出力の合計値	枚	kw
補助対象経費 (a)		円
交付申請額		円

☐ 定置用リチウムイオン蓄電池

メーカー／型式		
容量	(☐ 実効容量 ☐ 定格容量)	kwh
補助対象経費 (b)		円
交付申請額		円

☐ 家庭用燃料電池（エネファーム）

メーカー／型式		
最大出力		kw
補助対象経費 (c)		円
交付申請額		円

☐ ガスエンジンコージェネレーションシステム（コレモ）

メーカー／型式		
最大出力		kw
補助対象経費 (d)		円
交付申請額		円

3 補助対象経費 (a+b+c+d)

金 _____ 円

4 交付決定通知書の送付先

☐ 申請者宛て

☐ 手続代行者宛て

会社名		担当者名	
電話番号		Mailアドレス	
住所	(〒 -)		

5 確認事項（内容を確認し ☒ を記入）

- ☐ 同一敷地内において、設置する発電設備（既設発電設備を含む）の最大出力の合計値は、50 k w未満である。
- ☐ 補助対象設備について、国または公共団体等から他に補助金等を受けておらず、また、今後
も申請しない。
- ☐ 補助事業等の内容の変更、対象設備の経費の変更、予定の期間内に完了しない場合、または
事業の遂行が困難になった場合は速やかに連絡する。
- ☐ 函館市に納める税の納付状況について、必要な範囲で調査を行うことについて同意する。
- ☐ 太陽光発電システムは電気の自家消費を主たる目的として設置する。
- ☐ 定置用リチウムイオン蓄電池を設置する場合、太陽光発電システム、エネファーム、または
コレモと接続させる。
- ☐ 共同名義人がいる場合、申請者以外の同意を得ている。
(工事請負契約書または建物の登記簿謄本に複数名の記載がある場合)

確認者氏名 _____

第2号様式（第8条第3項）

函館市新エネルギーシステム等導入補助金等交付申請書兼実績報告書

令和 年（20 年） 月 日

函 館 市 長 様

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

補助事業等の名称 函館市新エネルギーシステム等導入補助金

上記の補助対象事業に関し、補助金等の交付を受けたいので、函館市新エネルギーシステム等導入補助金交付要綱第8条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の目的およびその概要

〔 ☐ 電気自動車（EV） ☐ プラグインハイブリッド車（PHEV） 〕

2 補助対象事業の完了（初度登録日または支払完了日のいずれか遅い日）

購入完了日 令和 年（20 年） 月 日

3 補助事業等に要する経費（補助事業に要する経費および消費税額等の合計）

金 円

4 補助金等交付申請額

金 円

5 補助事業等の内容 別紙のとおり

1 申請設備（設置する設備に ☒ を記入すること）☐ 電気自動車（EV）

メーカー	
型式	
車名	
補助対象経費	円
交付申請額	円

☐ プラグインハイブリッド車（PHEV）

メーカー	
型式	
車名	
補助対象経費	円
交付申請額	円

2 交付決定兼額の確定通知書の送付先

☐ 申請者宛て☐ 手続代行者宛て

会 社 名		担 当 者 名	
電話番号		Mail アドレス	
住 所	(〒 -)		

3 確認事項

- ☐ 函館市に納める税の納付状況について、必要な範囲で調査を行うことについて同意する。

補助金等交付申請取下書

令和 年（20 年） 月 日

函 館 市 長 様

住所
申請者 氏名または団体名
および代表者氏名
電話番号 （ ）

補助事業等の名称 函館市新エネルギーシステム等導入補助金

補助金等交付決定通知額 金 円

上記の補助事業等に関し、令和 年 月 日付けで補助金の交付の決定を受けましたが、次の理由により、その交付申請を取り下げます。

（取下げの理由）

第4号様式（第11条関係）

函館市新エネルギーシステム等導入補助金等実績報告書

令和 年（20 年） 月 日

函 館 市 長 様

住所
申請者 氏名または団体名
および代表者氏名
電話番号 ()

補助事業等の名称 函館市新エネルギーシステム等導入補助金

令和 年 月 日 函 をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の
補助事業等は、令和 年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告し
ます。

- 1 補助事業等に要する経費(補助対象経費および消費税額等の合計)
金 円
- 2 補助金等交付決定通知額
金 円
- 3 補助事業等の内容 別紙のとおり

会 社 名		担 当 者 名	
電話番号		Mailアドレス	
住 所	(〒 -)		

5 確認事項（内容を確認し ☒ を記入）

- ☐ 同一敷地内において、設置する発電設備（既設発電設備を含む）の最大出力の合計値は、50 k w未満である。
- ☐ 補助対象設備について、国または公共団体等から他に補助金等を受けておらず、また、今後
も申請しない。
- ☐ 函館市に納める税の納付状況について、必要な範囲で調査を行うことについて同意する。
- ☐ 太陽光発電システムは電気の自家消費を主たる目的として設置している。
- ☐ 定置用リチウムイオン蓄電池を設置する場合、太陽光発電システム、エネファーム、または
コレモと接続させている。
- ☐ 共同名義人がいる場合、申請者以外の同意を得ている。
(工事請負契約書または建物の登記簿謄本に複数名の記載がある場合)

確認者氏名

函館市新エネルギーシステム等導入補助金交付決定兼額の確定通知書

函

令和 年 月 日

補助事業者 住所
氏名

函館市長

令和 年 月 日付で申請のあった函館市新エネルギーシステム等導入補助金の交付については、内容精査の結果、次のとおり交付決定し、同額で補助金の額を確定したので、函館市新エネルギーシステム等導入補助金交付要綱第 9 条および第 1 2 条の規定により通知する。

記

1 この補助事業に要する経費および補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業等に要する経費	補 助 金 等 の 額
円	円

2 次の条件を承知されたい。

- (1) 補助事業者は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保存しなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
 - ア この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - イ 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - ウ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (3) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (4) 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、または市の職員に帳簿および書類その他の物件を調査させ、もしくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。